

議案第 95 号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年墨田区条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 3（見出しを含む。）中「3 歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第 9 条の 4 の見出しを削る。

第 15 条第 1 項中「子の看護のための休暇」を「子の看護等のための休暇」に改める。

第 16 条第 1 項中「定める者」の次に「（第 16 条の 5 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 16 条の 3 の次に次の 3 条を加える。

（子育て部分休暇）

第 16 条の 4 任命権者は、職員（育児短時間勤務職員等を除く。）が満 6 歳に達する日の翌日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある当該職員の子（地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する子をいう。）を養育するため、1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、子育て部分休暇を承認するものとする。

2 子育て部分休暇に関しその期間その他の必要な事項は、人事委員会の承認を得て、墨田区規則で定める。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の5 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資するものとして墨田区規則で定める制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の墨田区規則で定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求、申告又は申請（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の墨田区規則で定める措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の6 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) 前2号に掲げる措置のほか、墨田区規則で定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「又は勤務時間条例第16条の2第1項」を「、勤務時間条例第16条の2第1項」に改め、「による介護時間」の次に「又は勤務時間条例第16条の4第1項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第17条の4第1項の規定による子育て部分休暇」を加え、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改め、同条第3項ただし書中「又は介護時間」を「、介護時間

又は子育て部分休暇」に、「又は当該介護時間」を「、当該介護時間又は当該子育て部分休暇」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3第1項の規定による超過勤務の制限に係る請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

仕事と育児の両立を一層推進するため、子育て部分休暇を創設し、育児を行う職員の超過勤務を制限する子の年齢上限の引上げ等をするほか、仕事と介護の両立を更に図るため、介護両立支援制度等を創設するとともに所要の規定整備をする必要がある。